

サービス利用契約書

島根県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、島根県原子力防災ネットワークシステム専用回線及びデータセンターサービス（以下「ネットワークサービス」という。）の利用について次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

第1条 乙は、別添仕様書に基づきネットワークサービスを甲に提供し、甲はそれを利用するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年 月 日から令和13年3月31日までとする。なお、ネットワークサービス利用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 甲が乙に支払うネットワークサービスの利用料は、総額〇〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

各年度の支払額は、次のとおりとする。

令和8年度〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和9年度〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和10年度〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和11年度〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和12年度〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

2 甲は、利用料を分割して乙に支払うものとし、毎月の支払額は別添「分割支払表」のとおりとする。

3 第1項の利用料及び第7条に定める工事等に関する費用は、甲が乙から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、(A) 免除・(B) 金〇〇〇〇円とする。

（ネットワークサービスの提供方法）

第5条 乙は、本契約に基づきネットワークサービスを構成する回線及びデータセンターサービスを甲に提供する場合には、本契約に特段の定めがある場合を除き、乙が定める回線及びデータセンターサービスの契約約款に基づきサービスを提供するものとする。

（遅延利息）

第6条 甲は、正当な理由によらないで第3条第3項に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に利用料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24

年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。) を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(工事等に関する費用)

第 7 条 ネットワークサービスを提供するための回線工事、接続装置設置及びデータセンターラック据付調整費等に要する費用(初期費用)について、金〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)を乙に支払う。

(保守責任)

第 8 条 乙は、ネットワークサービスを提供するための回線、接続装置について、仕様書に基づき甲が常に良好に使用できるよう障害時保守を行うものとする。

2 障害時保守は、24 時間体制でこれにあたるものとする。

3 障害時保守を行うにあたり、乙以外の者に請け負わせて行う場合は事前に甲の承諾を必要とする。

(契約内容の変更等)

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は、履行を一時中止させることができる。

2 前項に規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(協議解除)

第 10 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているときは、甲は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

※第 4 条(契約保証金)で(A)を用いる場合

第 12 条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙

に請求することができる。

※第4条（契約保証金）で(B)を用いる場合

第12条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 甲は、第4条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、本契約に基づくネットワークサービスの利用権を第三者に譲渡してはならない。ただし、乙の承認を受けた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第14条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第12条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

乙

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 貸主は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 貸主は、本契約に係る業務の下請又は再委託（貸主が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 借主は、貸主又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

- 第4 貸主は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、借主に報告するとともに警察に通報しなければならない。
- (2) 貸主は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに貸主に報告するよう指導を行わなければならない。
- (3) 貸主は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、借主と協議しなければならない。
- (4) 不当介入等を受けた貸主又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、借主は貸主に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

分割支払表

区分	支払額(税抜)	消費税等	支払額(税込)	備考
令和8年度	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			
	小計			
令和9年度	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			
	小計			
令和10年度	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			
	小計			
令和11年度	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			
	小計			
令和12年度	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			
	小計			
合計 支払額(税込)				